

介護保険制度特集号

第4期介護保険事業計画が始まりました



平成12年4月からスタートした介護保険制度。制度導入後、みなさんが利用しやすいように3年ごとに制度の内容や保険料の見直しが行われており、平成21年度からは介護報酬の見直し等も行われました。

草加市でも新たな第4期介護保険事業計画に基づく運営が始まり、それに合わせて保険料も決まりました。

介護保険制度でよく使われる用語

○介護報酬

介護保険制度において、サービス提供事業者や介護保険施設が介護サービスを提供した場合に その対価として支払われる報酬。

○保険料

介護サービス・予防サービス等に必要な費用のうち、サービス利用時の利用者負担を除いた費用のうち公費負担分を除く50%の費用は、保険加入者（被保険者）が保険料で負担します。このうち第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、年金からの特別徴収（天引き）や普通徴収（金融機関窓口等からの払い込み）で市が直接徴収します。

○要介護認定

介護保険のサービスを利用するためには、被保険者は、市による要介護者（要介護1～5）または要支援者（要支援1・要支援2）の認定を受けることが必要です。被保険者証を持参し、市役所の長寿・介護福祉課で申請します。介護支援専門員（ケアマネジャー）による代行も可能です。

○認定審査会

要介護認定・要支援認定の審査判定業務を行うために市が設置する機関。委員は公正性、専門性の確保のため、保健、医療、福祉に関する学識経験者の中から市長が任命します。認定調査の結果と主治医意見書に基づき、審査判定を行います。

○介護（予防）給付

要介護認定により要介護（要支援）と認定された被保険者に対する保険給付。大別すると居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスに分けることができます。原則として各サービス種類ごとに設定される介護報酬の90%が保険給付され、10%は利用者負担となります。

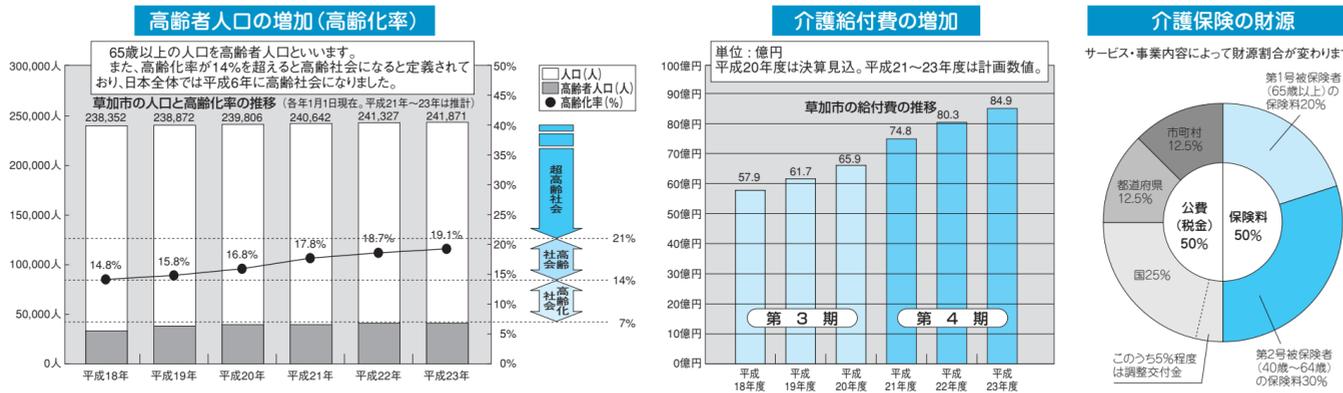
介護保険に関する問い合わせ

草加市長寿・介護福祉課		☎922-0151（代表）
要介護認定に関すること	（認定係）	☎922-1414
保険給付に関すること	（給付係）	☎922-1421
保険料に関すること	（保険料係）	☎922-1376
地域支援に関すること	（相談支援係）	☎922-2862

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料を据え置きました

平成21年度から平成23年度

介護保険事業は、3年を1期間として運営され、平成21年度は介護保険料の見直しの年です。介護保険料は、「高齢者人口」「要支援、要介護認定者」「介護サービス利用料」「介護給付費」増加等を勘案して算出しています。



介護保険料所得段階区分が所得に応じて7段階(8区分)になります。

介護保険料につきましては、介護保険事業計画(平成21年度から平成23年度)の策定の中で、介護保険事業費見込みをもとに一定要件に基づき算出された保険料額を「本来の年額」保険料としています。しかし、その算出方法によりますと保険料の上昇が見込まれることから、被保険者の負担を軽減するため、経済対策としての国からの交付金と市が保有する基金を充てることにより、その上昇分を抑え、また新たに軽減する第4段階(特例)及び第5段階を設定し、次の表のとおり「実際に納める年額」として、草加市の介護保険料となりました。

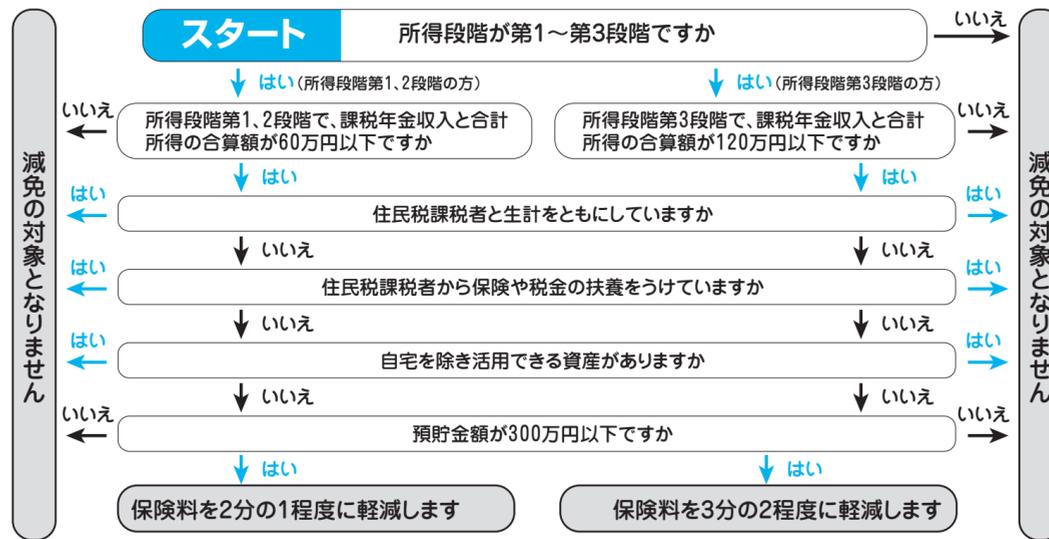
※納付通知書等は、6月中旬の発送を予定しております。

新しい保険料所得段階区分	保険料率	本来の年額	実際に納める年額
第1段階 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.5	22,038円	21,240円/年
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入の合算額が80万円以下の方	基準額×0.5	22,038円	21,240円/年
第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	基準額×0.75	33,057円	31,860円/年
第4段階(特例) 本人が住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入の合算額が80万円以下の方(世帯に住民税課税者がいる場合)	基準額×0.87	38,347円	36,958円/年
第4段階 本人が住民税非課税で第4段階(特例)以外の方(世帯に住民税課税者がいる場合)	基準額	44,076円	42,480円/年
第5段階 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.13	49,806円	48,003円/年
第6段階 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	55,095円	53,100円/年
第7段階 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	66,114円	63,720円/年

※課税年金収入とは、老齢・退職年金のことを言い、遺族年金・障害年金を除きます。

ご存知ですか 草加市独自の介護保険料減免制度

草加市では、65歳以上の方のご負担を軽減するため、独自の減免制度を実施しています(生活保護受給者を除く)。これまでに、介護保険料の滞納がないことが前提です。次のチャートに沿って、確認してみてください。



介護保険料についてのお問い合わせは 保険料係へ ☎922-1376

退所(院)の見込みのない方など

- 刑務所などに収監され、保険給付が受けられない方の保険料を、所得段階にかかわらず免除します(生活保護受給者を除く)。
- 現在、介護保険が適用されない施設(精神病院など)に6ヶ月以上入所(院)していて、退所(院)の見込みがない方の保険料を、所得段階にかかわらず免除します(生活保護受給者を除く)。

減免申請方法

- 申請受付窓口
長寿・介護福祉課(市役所西棟1階10番窓口)
- 持参するもの
①平成21年度介護保険料納付通知書(6月中旬に送付予定です)
②預貯金通帳(本人名義のものすべて)※直近までの記帳を済ませてください。
③健康保険被保険者証(国民健康保険、後期高齢者医療保険、政府管掌、健康保険組合など)
- 申請受付日
6/23(火)から受付を開始します。
※6/23(火)~26(金)については、市役所西棟1階ロビーに特設会場を設置します。
なお、6/29(月)以降は長寿・介護福祉課で申請を受け付けますが、7/24(金)を過ぎると第1期分にさかのぼっての減免はできなくなりますので、ご注意ください。
- 申請期限
普通徴収の各納期限の7日前です。
ただし、第1期からの減免申請の方の受付の締め切りは7/24(金)となります。

高額介護(介護予防)サービス費支給制度 高額医療・高額介護合算制度

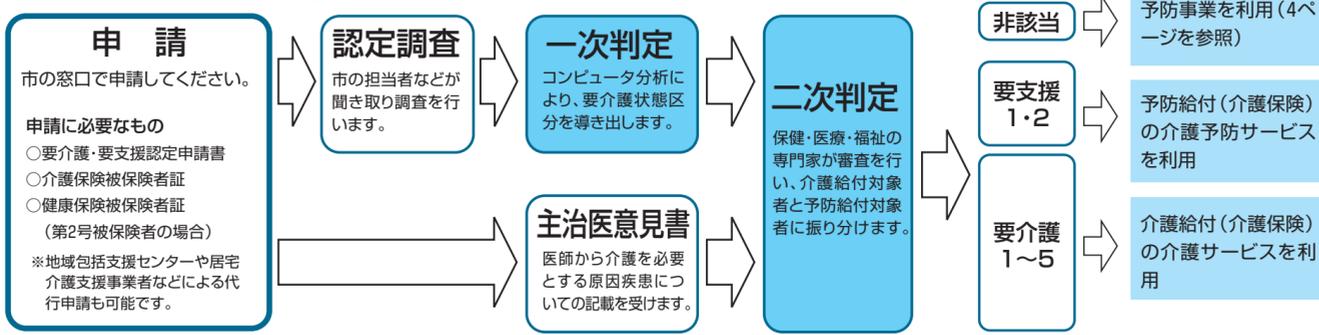
介護(介護予防)サービスの費用は、利用者が原則1割を自己負担し、残り9割は介護(介護予防)給付として介護保険から事業所に支払われます。

利用者負担額が高額になったときは・・・

同月中に利用した介護保険サービスの自己負担額が高額になった場合、所得状況に応じ定められた上限額を超えた分が「高額介護(介護予防)サービス費」として支給されます。さらに、新しい制度として、介護保険と医療保険の両方の自己負担について、年間で合算し高額になった場合、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」が始まります。

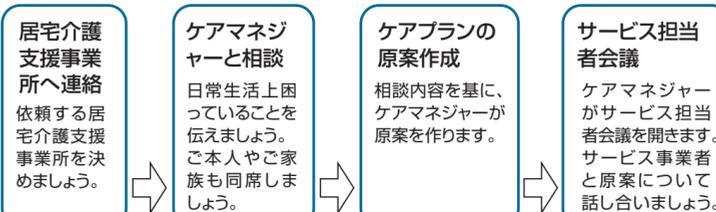
要介護認定からサービス利用までの流れ

介護サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きは次のようになります。



地域包括支援センターへ相談

お住まいの場所により、担当の地域包括支援センターが決まっています。センターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等がおり、介護予防ケアプランの作成や事業所との連絡調整など、様々な役割を担っています。



○ケアマネジャーに相談しましょう。
要介護認定の結果が要介護1~5だった場合、ケアマネジャーに相談しましょう。ケアマネジャーは介護の知識を幅広く持った専門家です、ケアプランの作成から事業所との連絡調整など、様々な役割を担っています。ケアマネジャーがいる居宅介護支援事業所の一覧表は、長寿・介護福祉課にあります。

サービス事業者と契約

ケアプランに納得したら、訪問介護や通所介護などを行うサービス事業者と契約します。



地域の総合相談窓口『地域包括支援センター』

「地域包括支援センター」は、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等がチームとなって高年者を支えるセンターです。高年者やその家族の要望に応える「ワンストップサービス」の拠点としてぜひご利用ください。

センターの行う主な事業は

- (1) 多様な困りごとの相談を受け付け、介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。
- (2) 要介護認定で要支援1・2の方や特定高年者の方の介護予防ケアプランを作成します。
- (3) 高年者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用や虐待、消費者被害の早期発見・防止を行います。
- (4) 地域の主治医、ケアマネジャー、サービス事業者やその他関係機関と連携し、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう支援します。

NO.	地域包括支援センター名	所在地	電話番号	担当地区
①	谷塚・瀬崎地域包括支援センター (在宅福祉センターきくの里内)	〒340-0024 草加市谷塚上町704-3	929-3613	谷塚町 瀬崎町
②	谷塚西部地域包括支援センター (特別養護老人ホーム草加キングス・ガーデン内)	〒340-0032 草加市遊馬町185	929-0014	谷塚上町、谷塚仲町、両新田東町、 両新田西町、新里町、柳島町、遊馬町
③	草加中央・稲荷地域包括支援センター (居宅介護支援事業所西うさぎ内)	〒340-0017 草加市吉町2-2-21	959-9133	神明1~2、住吉1~2、中央1~2、高砂1~2、手代町、吉町1~5 稲荷1~6
④	草加西部地域包括支援センター (ケアステーションかしの木内)	〒340-0043 草加市草加4-5-1	946-7030	草加1~5、学園町、西町、氷川町
⑤	松原・草加東部地域包括支援センター (草加市社会福祉協議会内)	〒340-0013 草加市松江1-1-32	932-6775	松原1~5 栄町1~3、松江1~6
⑥	安行地域包括支援センター (特別養護老人ホーム草加園内)	〒340-0036 草加市苗塚町200-2	921-2121	原町1~3、北谷1~3・北谷町、小山1~2、 花栗1~4、苗塚町
⑦	川柳・新田東部地域包括支援センター (介護老人保健施設翔寿苑内)	〒340-0002 草加市青柳8-52-37	932-7007	柿木町、青柳1~8・青柳町 八幡町、中根1~3、弁天1~6
⑧	新田地域包括支援センター (特別養護老人ホームクォーターヴィレッジ内)	〒340-0001 草加市柿木町1084	930-0771	新栄町、長栄町、清門町、旭町、金明町、 新善町

地域支援事業をご利用ください

65歳以上の方が、要介護状態または要支援状態になることを予防し、自立した生活を送れるように支援する目的で、地域支援事業を実施しています。

★生活機能評価を活用しましょう!

要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に生活機能評価を実施しています。これまで意識しなかった体や心の状態を知るきっかけになります。草加市では、市で行う特定健診等と一緒に実施しています。対象の方には6月中旬頃に各健診の受診券と一緒に生活機能評価票を郵送しますので、受診してください。

この評価を受けて、生活機能の向上が必要と思われる方(特定高年者)には、地域包括支援センターから介護予防事業等のご案内をします。早期に介護予防への取り組みを行い、要介護状態等になることを防ぎましょう。

★介護予防に役立つ取り組みは…

市では様々な介護予防事業を行っています。一般高年者向けの事業については広報等でお知らせしますので、自分に合った方法で、健康づくりに取り組みましょう。詳しくは相談支援係までお問い合わせください。

『特定高年者向け事業』

介護予防トレーニング
(機器を使った筋力トレーニング)



介護予防教室
(運動・口腔・栄養の教室)



『一般高年者向け事業』

1. まず自分の体を知ろう

- 生活機能評価
- 骨密度測定
- 地域健康相談

2. 運動による予防

- 高年者健康教室
- 高年者健康体操
- マッサージストレッチ体操教室



3. 栄養について

- 栄養相談
- 健康発見大作戦

4. 認知症予防

- やすらぎ支援事業
- 音楽・回想療法教室

5. 介護予防全般

- 介護予防教室